

令和5年度 柏市立柏の葉小学校 いじめ防止基本方針

令和5年9月改訂

1 目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布。9月28日施行）の施行及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月16日改正）の策定に伴い、人権尊重の理念に基づき、柏市立酒井根東小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるように「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

2 「いじめ」の定義（文部科学省：いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本的な方針

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない。また、どこの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応、継続的な支援を行う。

- (1) 「いじめは、絶対に許されない。」という強い認識を持たせる指導を徹底する。
- (2) いじめの未然防止、早期発見、早期対応と組織的な対応を徹底する。
- (3) いじめられている児童への心のケアを徹底する。
- (4) 多角的にいじめをとらえ、関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となった取り組みを重視する。

4 いじめ防止対策の組織整備

(1) 「いじめ」の相談窓口の設置

いじめは、早期発見・早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談は勿論、具体的な窓口を決め、いじめの早期発見に努める。→生徒指導部会、特別支援・就学指導委員会、職員会議等を活用した共通理解。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の設置

重大ないじめの状況が確認（又は認識）された際設置され、解決までの中核的な役割を担う。下記の構成員のうち、下線メンバーによる実務部会を置き、機動力を高める。実務部会には必要に応じて関係する教職員を加えることができる。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、道徳教育推進委員、養護教諭、当該事案学年主任・学級担任、教育相談担当、特別活動主任、研究主任（状況に応じて学校運営協議会委員、学校医、弁護士）等

5 いじめ未然防止の取り組み

- (1) 道徳教育や行事、縦割り活動等を充実させる中で、生命や個性の尊重・思いやり・協調性・公平公正・規範意識などの涵養を図る。
- (2) 生徒指導の機能（自己決定の場を設け、自己存在感を与え、共感的な人間関係を結ぶ）を生かした「自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の推進」の展開を図り、児童一人一人に達成感や自己有用感を与える。
- (3) 各種研修を積極的に活用して教員の意識改革や指導力の向上を図り、日々の教育活動の中で分かりやすい授業や確かな児童理解に基づいた生徒指導と相談活動を実践する。
- (4) 児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みやSOSの出し方に関する教育を推進する。

6 いじめ早期発見への取り組み

- (1) 全職員で子どもの言動を観察する。
- (2) 児童に対する定期的な調査を行う。調査結果をもとに児童と個別面談を実施し、悩みを具体的に把握する。調査に要したアンケート等は、児童の個人情報として、校内で適正期間保管をする。
- (3) 養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、児童・保護者が気軽に相談できる窓口を設置する。
- (4) 生徒指導部会などの教職員の会議で情報交換を密に行う。

7 いじめ等に対する対応

- (1) 児童の安全確保と心のケアを徹底する。
児童の気持ちに寄り添い、平穏な学校生活が送れるように心のケアに努める。
- (2) いじめの事実に対し、毅然と対応する。
「いじめは絶対に許されない。」と毅然と対応する。人格ではなく行動そのものに対して指導する。関係児童から聞きとりを行い、その後の様子も観察する。
- (3) 保護者への連絡と支援・助言を行う。
いじめを認知した場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童の安全の確保と心のケアやその保護者に対する支援、いじめを行った児童の指導やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を保護者に連絡する。

8 重大事態への対応

- (1) 校長が重大事態と判断した場合には、いじめ防止対策推進法に基づき直ちに関係諸機関への報告とともに、関係諸機関と連携して被害児童の安全確保と事実確認・いじめの解消に向けて組織的に対応する。また、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 犯罪行為として取り扱うべきものであると認める場合は、所轄警察署・教育委員会と連携して対応する。

9 改正

いじめ防止基本方針については、必要に応じて改善したり、新たな取り組みを加えたりしながら、先進的・効果的な取り組みとして継続する。